

議第164号

財産の処分につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和4年11月29日

滋賀県知事 三日月 大造

財産の処分につき議決を求めることについて

次のように財産を処分することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号および滋賀県議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和39年滋賀県条例第11号）第3条の規定に基づき、議決を求める。

財産の種類、数量および処分予定価格

- | | |
|----------|------------------|
| 1 財産の種類 | 土地 |
| 2 処分面積 | 28,833.01 平方メートル |
| 3 処分予定価格 | 348,000,000 円 |
| 4 処分の目的 | 普通財産の売却による処分 |

(参考)

財産の所在地 滋賀県草津市青地町、東草津一丁目、東草津三丁目および大路三丁目

契約の相手方 滋賀県草津市草津三丁目13番30号
草津市長 橋川 渉